

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年一月二十五日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項中「第九条第一項本文」を「第十条第一項本文」に改め、同表国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の項中「第二条第一項本文」を「第三条第一項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後				改正前																											
<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p> <p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一</th> <th>二</th> <th>三</th> <th>四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</td> <td></td> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）</td> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）<u>第十条</u> <u>第一項本文</u></td> </tr> </tbody> </table>				一	二	三	四	(略)	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号） <u>第十条</u> <u>第一項本文</u>	<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （同左）</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一</th> <th>二</th> <th>三</th> <th>四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</td> <td></td> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）</td> <td>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号）<u>第九条</u> <u>第一項本文</u></td> </tr> </tbody> </table>				一	二	三	四	(略)	(略)	(略)	(略)	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号） <u>第九条</u> <u>第一項本文</u>
一	二	三	四																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号） <u>第十条</u> <u>第一項本文</u>																												
一	二	三	四																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四号） <u>第九条</u> <u>第一項本文</u>																												

